

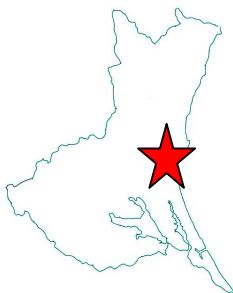
## 高額な住宅用火災報知器 の勧誘にご注意

「市の条例で火災報知器の設置が義務付けられた。自宅まで行って説明したい。」という電話勧誘を受け、**消防職員のような服装で業者が訪問**してきた。

説明を受けた後価格を聞くと、**市価の数十倍の金額を提示**したという相談が寄せられています。

消防職員を装ったり、設置しないと処罰を受けるなどといって、契約を迫る業者には注意が必要です。

困ったときにはお近くの消費生活センターにご相談ください。



★相談発地域

**茨城県消費生活センター**

**電話029-225-6445**

**(月～金、9時～17時)**